

大任町「地域おこし協力隊」募集要項

大任町は福岡県の北東部に位置し、東部は岩石山系を隔てて赤村に接し、北部と北西部はそれぞれ香春町と田川市に接しており、西部は大峰丘陵を隔てて川崎町に接し、南は添田町に連なり、東西3.9km、南北6.8km、総面積14.26km²の町です。道路は、国道322号バイパス（一部供用開始）、主要地方道2路線、一般県道4路線及び町道は349路線104kmで結ばれ、立地的に田川市郡への移動の利便性だけでなく都市圏への移動も北九州市から約40分、福岡市から約1時間20分の距離にあるため、平成23年10月にオープンした道の駅おおう桜街道では、年間100万人以上の来場者が訪れます。

道の駅建設により、地場産の特産品の販売やそれに伴う町内の経済循環は増加しておりますが、人口減少や高齢化の進展等により、地域社会の活力が衰退しており、それを維持、発展させるための人材が不足しているという課題があります。

このため、地域社会や地域経済の新たな担い手として、地域外から意欲ある人材を積極的に受け入れ、外部からの視点や発想力を取り入れることで、大任町全体の地域活性化を図るため、次のとおり、「地域おこし協力隊」を募集します。

1 募集人員

地域おこし協力隊 2名

2 活動内容

3名の協力隊は、「大任町の地域ビジネスをつなぐ」という1つの目標を達成するため「つなぐ」というキーワードのもと、それぞれ異なるテーマに取り組みます。

よって、3名の協力隊員は、本町で初めての協力隊として、1つのチームとなって活動して頂くことを前提にしています。

(1) **協力隊A** ~~地域ビジネス事業の想いをつなぎ、マーケティングを考え、実践する~~

~~1人目の協力隊のテーマは、大任町で初めての特産品として町民の手によってスタートした「ニンニク球」と「ニンニク食品」の想いをつなぎ、その魅力をしっかりと受け継ぎ、より多くの人にその想いが伝わり、また、より多くの人の上に商品が渡るようなマーケティングを考え実践することがテーマです。~~

~~具体的には、株式会社おおうニンニク食品に勤務し、事業全体を見渡し、マーケティング等の視点を生かしながら、今後の事業拡大に向けた作戦を考え、実践していきます。~~

(2) **協力隊B** 地域ビジネスにつながる次世代農業の実践者

2人目の協力隊のテーマは、大任町にいる農家や観光農園で農業を学び、その農家さんや従業員と交流を持ちながら、農業+αのナリワイを見つけ、ちゃんと稼げる

農家的な暮らしを実践者がすることがテーマです。

具体的には、専業農家として就農を目指すだけでなく、例えば、自身で農業をしながら、町内の農家と協力し、地場産の果物や野菜を使った料理や飲み物を提供するカフェをオープンしたり、民泊やガイドツアーを企画したり、地域資源を活かした農業+αを考え、実践していきます。

(3) **協力隊C** 地域資源の発掘／接続／発信 地域ビジネスの文脈をつなぎ、伝える人

3人目の協力隊のテーマは、大任町に散らばる“未発見”“未接続”の地域情報を拾い集め、それを地域資源としてつなげ、発信していくことがテーマです。

具体的には、町内外のモノとヒト、場所とヒト、ヒトとヒトを資源としてつなげ、SNS（Instagram や FaceBook）でその魅力を発信するだけでなく、その「つながり」が生んだ様々な出来事（イベントや商品の協同開発など）をチラシやフリーペーパーなどの紙媒体で紹介し、新たなつながりによって生み出した様々なことを情報発信を通じて応援することを実践していきます。

3 募集対象

(1) 必須要件

①年齢：平成30年4月1日現在でおおむね20歳以上50歳未満の方

②性別：問いません

③住所：現在、全部条件不利地域以外の地域に居住し、委嘱後、大任町内に生活拠点を移し住民票を異動できる方で、大任町に1年以上の滞在を予定する方。又は、他地域で、地域おこし協力隊に一定期間（2年以上）従事し、かつ、解職から1年以内の方で、委嘱後、大任町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方で、大任町に1年以上の滞在を予定する方。

※ 全部条件不利地域とは、3大都市圏外にあって、過疎地域自立促進特別措置法に該当する市町村及び奄美群島振興開発特別措置法・小笠原諸島振興開発特別措置法・沖縄振興特別措置法に該当する市町村並びにその区域の全域外振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域である市町村。

④資格等

- ・普通自動車運転免許を取得している方（または、取得する見込の方）
- ・パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント等）を操作できる方

⑤健康：心身ともに健康で、誠実に職務を行うことが出来る方

⑥その他

- ・職務を誠実に履行し、前向きにまちづくりに取り組める方
- ・地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人

(2) 歓迎要件

① **協力隊A** ~~地域ビジネス事業の想いをつなぎ、マーケティングを考え、実践する~~

- ~~・マーケティングの知識・実務経験がある方。特にマーケティング分析、商品企画、開発、営業、PRなど~~
- ~~・現場で経験を積むことをいとわない方。~~

② **協力隊B** 地域ビジネスにつながる次世代農業の実践者

- ・農家さんの元で指導を受け、楽しく働くことのできる方
- ・新しいアイデアや挑戦を自分で考え、トライ&エラーを積極的にできる方
- ・カフェ・飲食店や民泊、ツアーなどの経験があるか、関心がある方。
- ・半農半Xの農的暮らし目指す方

③ **協力隊C** 地域資源の発掘／接続／発信 地域ビジネスの文脈をつなぎ、伝える人

- ・Instagram（写真）が好きな方、日々投稿しており、フォロワーがいる方
- ・最低限の文章力がある方
- ・最低限の情報発信のマナーを心得ている方
- ・人に会い、話を聴くことが好きな方
- ・人をつなぐハブとなることができる方
- ・明るい方
- ・旅行や食べ歩き、料理、酒、フットサルなど何らかの趣味や特技がある方

4 勤務地（予定）

(1) **協力隊A**

- ~~・総務企画財政課企画係に所属し『ニンニク食品』にて勤務~~

(2) **協力隊B**

- ・総務企画財政課企画係に所属し、役場内や研修先の農家、農地にて勤務

(3) **協力隊C**

- ・総務企画財政課企画係に所属し、役場内にて勤務

※着任後、半年程度はそれぞれの総務企画財政課に席を置き、業務研修を行います。

5 活動時間

週38時間45分（予定）

※休日に出勤した場合は振替対応を原則とします。

※活動時間以外で業務に支障がなければ、兼業についても認めます。

※活動内容によって、活動時間に変更が生じる場合があります。

6 雇用形態・期間

- (1) 大任町の非常勤職員(一般職)として、町長が委嘱します。
- (2) 任用期間は、採用から平成31年3月31日までとし、活動に取り組む姿勢、成果等を勘案し、次年度以降更新し、最長3年まで期間を延長できるものとします。
ただし、期間中に協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7 給与・賃金等

協力隊A	¥200,000- (月額)
協力隊B	¥166,000- (月額)
協力隊C	¥200,000- (月額)

8 待遇・福利厚生

- ・ 社会保険（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入
- ・ 有給休暇
- ・ 活動助成金（活動用の車両リース代・活動中の燃料費）
- ・ 赴任旅費等手当または着任経費（上限20万円）

9 応募手続き

- (1) 応募期間：平成30年6月 日～7月 日
- (2) 提出書類 下記の書類を大任町役場総務企画財政課に郵送・持参してください
 - ・ 応募用紙
 - ・ 住民票抄本（平成30年4月以降発行のもの）
 - ・ 運転免許証の写し（取得予定の方は、それを証明できる書類）
- (3) 申し込み・問い合わせ先

〒824-0512

福岡県田川郡大任町大字大行事 3067

大任町役場総務企画財政課 企画係

T E L 0947-63-3000

F A X 0947-63-3813

メールアドレス kikaku@town.oto.fukuoka.jp

10 選考の流れ

(1) 審査方法

- ①第1次選考 書類審査のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

②第2次選考 第1次選考合格者を対象に面接を行います。

なお、交通費・宿泊費等は自己負担とします。

(2) 第二次選考の結果については、決定次第、面接全員に文書で通知します。なお、不採用の理由については、お答えできません。

1.1 見学・相談について

文章だけでは、大任町の魅力や担当者の熱意は十分に伝わらない部分も多いと思います。応募の前後に関わらず、町内の見学希望や活動についてのご相談などについて、出来る限り対応します。詳しくは、お問い合わせください。